

## 資金決済法に基づく表示

三重交通株式会社（以下「当社」といいます。）は、令和 3 年 5 月 1 日施行の改正資金決済法第 13 条第 3 項及び内閣府令第 23 条の 2 第 1 項に基づき、前払式支払手段の発行業務の健全かつ適切な運営を確保するため、お客さまの保護等に関する措置について、以下のとおり情報提供いたします。

### **1. 資金決済法第 14 条第 1 項の趣旨及び同法第 31 条第 1 項に規定する権利の内容**

当社は、事業の破綻によって本サービスを利用することができなくなることによって生じるリスクからお客さまを保護するために、資金決済法第 14 条第 1 項に基づいて、基準日未使用残高（毎年 3 月 31 日・9 月 30 日時点における未使用残高で、資金決済法第 3 条第 2 項に定めるところにより算出したものをいいます。）の 2 分の 1 以上の金額を供託しています。

お客さまには、こちらの供託金（発行保証金）から、前払式支払手段に係る債権に関して、当社に対する他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利がございます。

### **2. 発行保証金の保全の方法**

当社は、資金決済法第 14 条第 1 項に基づく発行保証金について、株式会社百五銀行との間で、発行保証金保全契約を締結する方法によって保全しています。

### **3. お客さまの意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生したお客さまの損害に関する補償その他の対応に関する方針**

「三重交通旅行券・ほのぼの旅行券」の紛失、盗難等、お客さまに発生した損害が、当社の責めに帰さない事由に基づくものであると判断される場合、生じた損失について、当社は その責任を負わないものとします。